

= 農業委員会の業務 =

農業委員会では、主に下記のような業務をおこなっています。ご不明な点や詳細については、事務局（☎62-2868）までお気軽にお問い合わせください。

農地法関連業務について

農地移動の申請には、目的により添付書類が必要となりますので事前にご相談ください。

1 農地の売買、贈与、貸付等の許可（農地法第3条）

- ①農地を売りたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみみたい方、まずは農業委員会へご相談ください。
- ②農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。
- ③農地の売買、貸借については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。



〇〇さんが、うちの畑を借りて野菜をつくりたいって言うんだけど・・・



2 農地の転用（農地法第4条、第5条）

農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など農地以外のものに用途を変更する場合は、知事の「許可」が必要です。

【農地の転用方法】

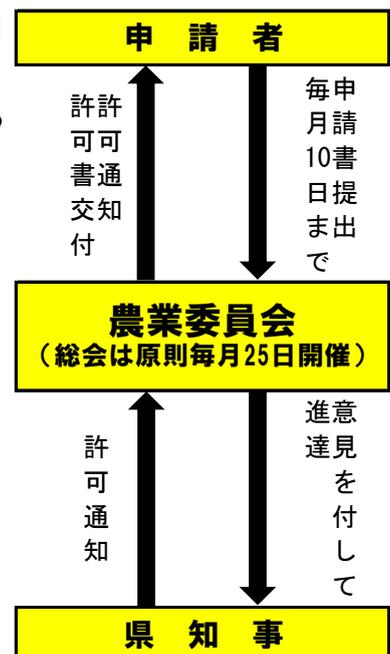
- ①農地法第4条による農地転用
自分名義の農地を転用するとき
- ②農地法第5条による農地転用
他人名義の農地を買い受け又は借り受けて転用するとき
- ③一時的な農地転用
一時的な資材置場などとして利用する場合も転用となり、「許可」が必要です。

家族も増えたとし家の前の田に新たに増築したいんだが・・・

※農地転用の例外

自己所有地の農地を、自らが使用する200㎡未満の農業用施設（農作業場等）に転用する場合、農業委員会に「届出」が必要です。

転用手続きの流れ



3 農地改良届出

耕作不便な農地に盛土などをして優良な農地に改善する場合、農地改良の届出が必要です。

※農地改良とは、転用と違い耕作目的であることから、単に残土処分をおこなうためのものではありません。

4 許可を受ける必要のない権利取得の届出制度

相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した方は、農地のある市町村の農業委員会にその旨を届け出なければなりません。

農業委員会では、ご希望により地元の農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

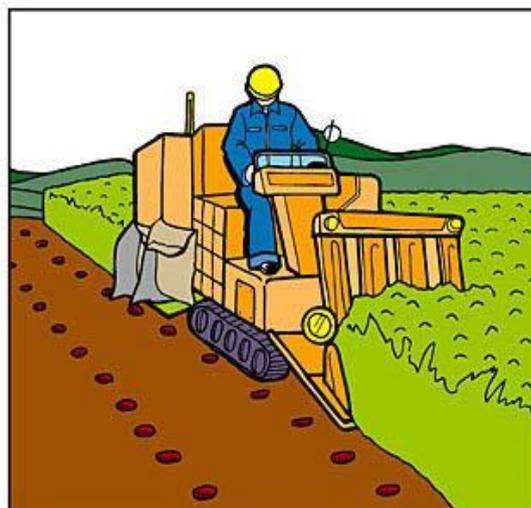
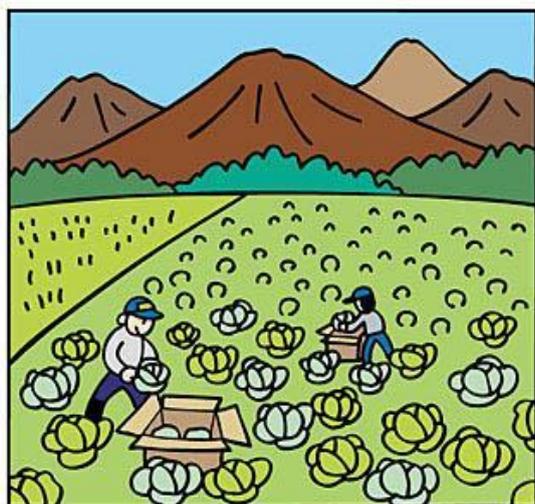
5 農地賃貸借解約（農地法第18条第6項）

賃貸借契約の締結をしている農地について、合意による解約をした場合30日以内に農業委員会に届出が必要です。

6 農地賃借料情報（農地法第52条）

農業委員会は、地域ごとにおける借賃の動向（平均額等）の収集・提供をおこないます。

【別紙資料参照】大江町農地賃借料情報



農業経営基盤強化促進法に基づく農地の面的集積の促進について

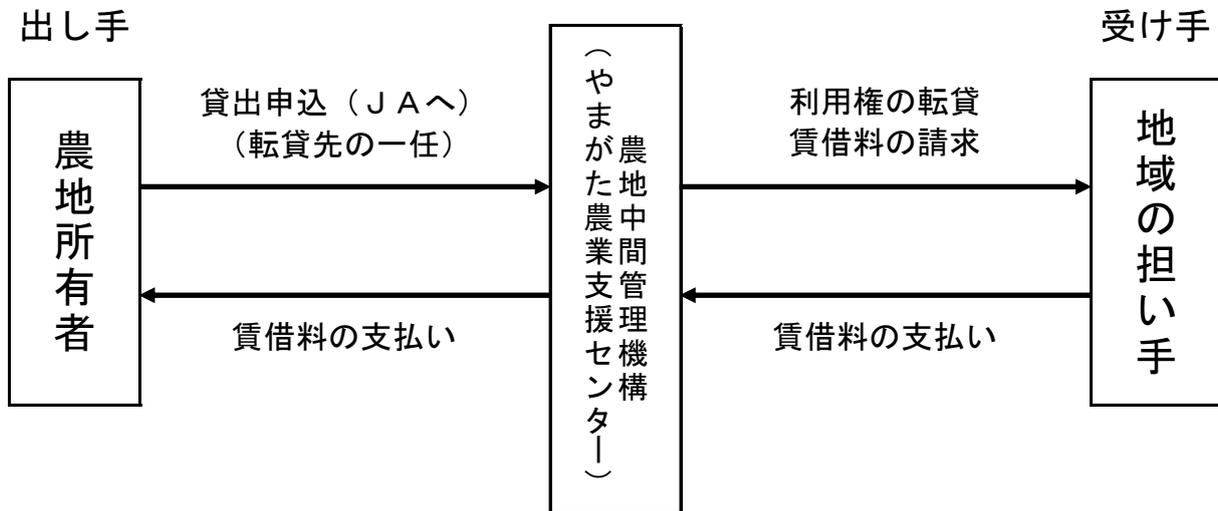
1 農地中間管理事業

「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び「農業経営基盤強化促進法」に基づき、平成26年度から農地中間管理事業が実施されています。これは、担い手への農地の集積・集約化を更に進めることで、農業の生産性を高めるとともに将来にわたる安定的な農業生産を確保することを目的に創設されたものです。

この事業は、県内に1か所設置された農地中間管理機構である「公益財団法人やまがた農業支援センター」が、所有者から農地を借り受け、担い手等の耕作者に貸し付けをおこなうものです。

貸し付け等の実施にあたっては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の仕組みを活用します。

また事業の実施にあたっては、さがえ西村山農業協同組合が業務委託を受け、申込の取りまとめ、受け手へのマッチング案の作成等をおこないます。



更に、農地中間管理機構に農地を預けることにより、「機構集積協力金」が受けられる場合があります。なお耕作放棄地については対象外など、それぞれ細かい要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

①地域集積協力金（地域に対する支援）

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図った場合に交付されます。

②経営転換協力金（個々の出し手に対する支援）

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で農地を機構に貸し付ける場合に交付されます。なお①地域集積協力金に取り組む地域内の農地のみ対象になります。

2 農用地流動化奨励補助事業

この事業は、農用地の利用集積、担い手農家の育成・確保、荒廃農地の防止等により地域農業の振興を図ることを目的に創設されました。

農用地利用集積計画により、所有権の移転並びに利用権の設定による農地の利用集積をおこなった場合に、出し手農家及び受け手農家に対し、農用地流動化奨励補助金を交付するものです。

補助金の交付要件については実施要綱によりますが、農地中間管理事業による機構集積協力金との整合性を図りつつ実施しております。利用権の設定期間については、新規及び再設定とも6年以上となっています。

農作業賃金・機械利用料金標準表について

農作業賃金・機械利用料金については、毎年「農作業賃金標準策定協議会」で協議し、農作業賃金等の標準を定めています。【別紙資料参照】

農業者年金について

①農業者なら誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方であれば誰でも加入できます。

②積立方式で安定した財政運営

年金は、自らが積み立てる方式なので長期に安定した制度です。

③保険料の手厚い国庫助成

認定農業者など要件を備えた担い手に対し、保険料の国庫助成があります。

④保険料の額は自由選択

月2万円から6万7千円まで、千円単位で自由に設定でき、経営状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

⑤税制面でも大きな優遇措置

保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

⑥80歳までの保証がついた終身年金

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れると仮定した金額を「死亡一時金」として遺族が受け取れます。

大江町農業委員会事務局

〒990-1101 大江町大字左沢882-1

電話 0237-62-2868

メール nogyo@town.oe.yamagata.jp